

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

昨年、税理士法人細川総合パートナーズの実質1期目でもあり、お客様への満足度をそれまでの細川信義事務所時代から変わることなく提供できるように、「変わらない」を意識してきました。しかし、今年は「変わります」。景気回復の兆しがある今、兆して終わることなく、個々人が責任ある行動をとり、「変わる・変える」を重視して、本当の景気回復を実現させましょう。そのため、我々、細川総合パートナーズグループは全力でがんばります。お手伝いさせてください。今後ともよろしくお願ひします。

## 「今回のトピックス」

### <税務>平成26年度予算案（平成25年12月24日閣議決定）

～所得税～ ①給与所得控除の上限額引き下げ。（現行の上限額は給与収入が1500万円では245万円だが、平成28年分（個人住民税は平成29年分に適用）は1200万円では230万円、平成29年以後（個人住民税は平成30年分から適用）は1000万円では220万円）②少額投資非課税制度（NISA）口座の再開が可能。③平成26年4月1日以後に行うゴルフ会員権やリゾート会員権の譲渡等による譲渡損失と他の所得との損益通算の廃止。

～法人税～ ①復興特別法人税の課税期間を1年間前倒して終了。②交際費等の損金不算入制度を見直し、適用期限を2年延長。（交際費等のうち社外交際費である飲食のために支出する費用の50%を損金算入、また中小法人に係る損金算入の特例について前述と選択適用とした上で適用期限を2年延長）

～相続税・贈与税～ ①医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設。

～消費税～ ①平成27年4月1日以後に開始する課税期間より簡易課税制度のみなし仕入率の見直し。（金融業及び保険業を第5種事業とし、そのみなし仕入率を50%（現行60%）とする。不動産業を第6種事業とし、そのみなし仕入率を40%（現行50%）とする。）

～その他～ ①平成26年4月1日以後の取得に係る自動車取得税の引き下げ。②平成27年4月1日以後の新規取得される新車に係る軽自動車税の引き上げ。

### <職員より>

平成26(2014)年の年頭に当たりお客様及び関係各方面の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。間もなく平成25(2013)年分の確定申告時期を迎えます。毎年のことではありますがお客様の正しい申告と納税のためにこの時期を乗り越えられるよう、職員ともども万全の体制をとっているところです。確定申告業務を円滑に行うことは、お客様から信頼と評価を得る上で極めて重要であると認識しております。例年どおり早期資料収集により早期の申告書作成を目指しているところであり、このためお客様には御理解と御協力をいただくこととなりますが、よろしくお願ひ申し上げます。（大野）

### 税務予定表

#### <1月>

- ・源泉所得税納期の特例分納付
- ・個人住民税第4期分納付
- ・11月決算法人の確定申告
- ・給与支払報告書・法定調書の提出
- ・償却資産の申告

#### <2月>

- ・12月決算法人の確定申告
- ・固定資産税第4期分の納付

#### <3月>

- ・1月決算法人の確定申告
- ・所得税確定申告(3月17日まで)
- ・贈与税の申告(3月17日まで)
- ・個人消費税込確定申告(3月31日まで)

確定申告の時期がやって参りました。不動産や金地金の譲渡損益、株の譲渡損益、多額の医療費の支払はありませんか？いつでもご相談下さい。